

平成28年2月4日開催教育委員会会議記録

(秘密会の部除く)

1 開会・閉会等について

日時	平成28年2月4日(木) 午後3時00分
場所	教育委員会室
開会	午後3時00分
閉会	午後4時29分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	岡 本 香 織
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹
ひきふね図書館長	石 原 恵 美

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第5号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について
- 第2 議案第6号 幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について
- 第3 議案第7号 平成27年度墨田区一般会計補正予算(第7号)案に関する意見の聴取について
- 第4 議案第8号 平成28年度墨田区一般会計予算案に関する意見の聴取について

(2) 報告事項

- 第1 平成27年度墨田区立学校「体力テスト」結果について

- 第2 すみだ生涯学習センター本館の臨時休館について
- 第3 区立学校のいじめに関する事案の調査結果について

3 会議の概要について

教育長 ただ今から教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いいたします。本日の日程について、ご報告申し上げます。告示日（1月29日）において議決事項は2件としていたところ、墨田区教育委員会会議規則第2条の規定により、急施を要する事案として議案第7号及び議案第8号を日程に追加して審議することといたします。ここで、本日の会議の進行について事務局から説明がございます。

庶務課長 本日、急施案件として追加されました議案第7号及び議案第8号の2件の議案については、いずれも教育委員会に係る議案として区議会に提案を予定している予算案の議案になります。これについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、事前に教育委員会の意見を聴取した上で、区長が区議会に正式に提案することになっています。したがって、本案件は墨田区情報公開条例第6条第5号の非開示情報に該当するので、本案件に係る審議については秘密会で審議するのが適当と考えられます。つきましては、会議の進行についてご審議いただければと考えております。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございますか。それでは、議案第7号及び議案第8号については、行政運営上の審議等情報に関わる案件であることから、秘密会として執り行うことといたしたいが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第7号及び議案第8号にかかる審議については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、議案第5号及び議案第6号並びに報告事項が終了したあと、秘密会に入ることといたします。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

議決事項第1

議案第5号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」を上程する。

庶務課長 提案理由としては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があるとしてございます。この改正に至った経緯としては、昨年12月の区議会第4回定例会において特別区人事委員会勧告に基づき、給与改定が行われました。その中で勤勉手当の支給月数を年間で再任用職員以外の職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分引き上げる条例改正がありました。それに伴い平成27年度における支給については12月期のみで調整する必要があったため、平成27年11月30日の教育委員会臨時会において当該規則を改正した経緯がございます。本改正の趣旨は、平成28年度以降における支給を給与改定前より6月期及び12月期のそれぞれで再任用職員以外の職員は0.05月分、再任用職員は0.025月分引き上げることです。改正内容としては、勤勉手当の支給月数について管理職員を除く再任用職員以外の場合「100分の90」を「100分の85」に、管理職員の場合「100分の110」を「100分の1

05」に改正し、一方、管理職員を除く再任用職員の場合「100分の42.5」を「100分の40」に、管理職員の再任用の場合「100分の52.5」を「100分の50」に改正するものです。なお、この規則は平成28年4月1日から施行としています。説明は以上です。よろしくご審議の程、お願いします。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございますか。それでは、議決事項第1・議案第5号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第6号「幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について」を上程する

庶務課長 提案理由としては、平成27年の給与改定により算出した宿日直手当額が現行の宿日直手当額を下回るため、宿日直手当額を改正する必要があるとさせていただきます。改正内容は、1回につき勤務時間が5時間以上の場合は現行「6,800円」から「6,700円」と100円引き下げ、勤務時間が5時間未満の場合は現行「3,400円」から「3,350円」と50円引き下げるものです。宿日直手当額は、給与改定により額の変動が生じ、幼稚園教育職員の給与に関する条例第22条第3項において「8,700円を超えない範囲内で定める」と規定されています。この算出には、一定の方法があり、平成27年の支給実績額をベースに算出しています。この訓令は、平成28年4月1日以後の宿日直勤務(同日前から引き続くものを除く。)について適用するとしています。説明は以上です。よろしくご審議の程、よろしくお願いします。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございますか。

雁部委員 勤務時間は、何時から計算するのですか。

庶務課長 宿日直手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務を命じられた場合に支給されます。正規の勤務時間とは1日につき7時間45分とされ、その時間以外に宿泊を要する勤務などをした場合に支給されます。

教育長 それでは、議決事項第2・議案第6号「幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第1

「平成27年度墨田区立学校「体力テスト」結果について」、指導室長が次のとおり説明する。

指導室長 体力テストは、平成27年4月から6月にかけて実施しました。対象は、小・中学校全校でその資料に記載されている人数が参加しました。調査項目は、例年同様で体力テストが中心となっています。調査結果について、資料には墨田区、東京都それぞれの平均点と都平均と区平均の差異を記載しています。昨年度までは都平均と比べ下回る学年がありましたが、今年度は全学年で上回る結果となりました。東京都教育委員会においては、平成32年度までに小学校の場合には平均点を都道府県別で上位(概ね10位以上)、中学校の場合は全国平均を目指そうという目標を掲げています。平成26年度の全国データとの比較において東京都の小学校は全国平均を上回っていま

す。したがって、墨田区では、全国平均を上回る東京都平均を上回っていますので、比較的体力向上が図られています。男子では1.0ポイント、女子では1.4ポイント上回っています。一方、中学校では男女ともに下回っている状況でしたが、今年度においては全国平均に男子は0.03ポイント下回り、女子は0.55ポイント上回る結果となりました。したがって、墨田区の中学生は東京都が平成32年度までに目指している数値は今のところ概ね達成していると思います。これは、体育授業の改善や休み時間の有効活用を行った結果だと思えます。ただ、来年度も同様な結果になるとは限らないので、引き続き学校に対し体力向上プランや一校一取組運動の充実をお願いして、さらに体力の向上を図っていきたいと考えています。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問・ご意見ございますか。

坂根委員 東京23区内の小学生と学力と体力の相関を関数で示したものをインターネットで見ることがありまして、墨田区では、学力は少しマイナスで体力は少しプラスの領域に位置していました。この資料を見て、そのとおりだなと納得しました。体力だけでなく、学力も向上していけたらと思います。よろしくをお願いします。

報告事項第2

「すみだ生涯学習センター本館の臨時休館について」、生涯学習課長が次のとおり説明する。

生涯学習課長 臨時休館日とする日は、平成28年3月21日(月)の春分の日振替休日です。臨時休館する理由は、年に一回、電気事業法に基づき電気設備の総合点検を行っていますが、その点検の際に全館を完全に停電する必要があるため休館とします。点検者は、一般財団法人関東電気保安協会が行います。区民の方への周知方法は、区のお知らせ3月11日号及びすみだ学習ガーデン情報誌「みらい」3月号に掲載し、周知します。本来生涯学習センターは土日祝日の利用が多いので、平日を休館日として点検を実施したいところですが、施設内に東向島出張所があることから、そこを利用する区民の方に配慮し、例年春分の日に実施をしているものです。ただ今年度は春分の日が日曜日で、利用者の利便性を考慮し、3月21日の振替休日に休館して、点検を実施することにしました。説明は以上です。

報告事項第3

「区立学校のいじめに関する事案の調査結果について」、指導室長が次のとおり説明する。

指導室長 昨年10月15日に教育委員会に報告いたしました区立学校のいじめに関する事案については、法第28条第2項に規定する重大事態(いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)に相当すると保護者から訴えがあったことによります。区条例では、学校で調査を行うだけでなく、教育委員会の附属機関である専門委員会が調査を行うこととなっており、その調査結果を整理できましたので報告させていただきます。本事案については平成27年10月15日の教育委員会定例会で報告するとともに、同年10月22日にいじめ問題専門委員会に報告し、書類調査を開始しました。また、専門委員会の下に調査部会を設置し、同年11月25日、12月8日に書類調査及び聞き取り調査を実施し

ています。そこで調査した内容を12月10日の専門委員会に報告するとともに、附属機関としての一定の見解と今後の学校における対応の示唆をいただいたところでございます。調査の結果、本件は被害生徒が平成27年7月上旬から長期欠席に至るまでの間、学校の管理下及び管理外において複数の子供から被害者に対していじめがあったとみなすことができるとされています。また、被害者の過去における学校への出欠状況から本件は当該いじめを原因として相当期間学校を欠席するに至っているものと考えられることから、法第28条に定めるいじめの重大事態であると認められるという結論に達しました。なお、本件のいじめ行為は複合的な要因により、被害者への心身の苦痛を与えるに至った事案であると考えられることから特定の加害者を限定することは困難であると判断されるとともに、再発防止のために継続して指導及び注視していく必要があるとご指摘をいただいています。本日は調査結果の具体的な内容と再発防止のために継続してきた指導の状況について報告させていただきたいと考えています。以上です。

教育長 それでは、本案件の取扱いについてお諮りいたします。本案件の内容に係る説明や審議については、個人情報に関わる案件であることから、秘密会といたしたいが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、本案件についても、議案第7号及び議案第8号と同様に秘密会として執り行うことといたします。それでは、ここから秘密会に入ることといたします。

(傍聴人退室)

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり

教育長 以上で、本日の議事はすべて終了しましたが、その他に、委員さん又は事務局から何かございませんか。

その他

坂根委員 報告ですが、1月15日に曳舟文化センターで行われた東京都幼稚園・こども園・PTAリーダー研修会に参加してきました。大変良いお話が聞けて、保護者も大変喜んでいました。

教育長 以上で、教育委員会を閉会いたします。